

液化ガスばら積船の非損傷時復原性に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 U 編

改正事項

液化ガスばら積船の非損傷時復原性に関する事項

改正理由

IGC コード（液化ガスのばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則）には、液化ガスばら積船の荷役中及びすべての航海中の積付状態における復原性については、2008 IS コード（船舶の非損傷時復原性に関する国際規則）の要件を満足する必要があることが規定されており、本会規則にも同要件を取り入れている。

しかしながら、本会規則において、液化ガスばら積船に適用すべき復原性に関する要件が一部不明確であったことから、これを明確とすべく、関連規定を改めた。

改正内容

液化ガスばら積船にあっては、荷役中及びすべての航海中の積付状態における復原性については、2008 IS コードに基づく要件を満足する必要があることが明確となるよう改めた。

改正条項

鋼船規則検査要領 U 編 U2.1.1